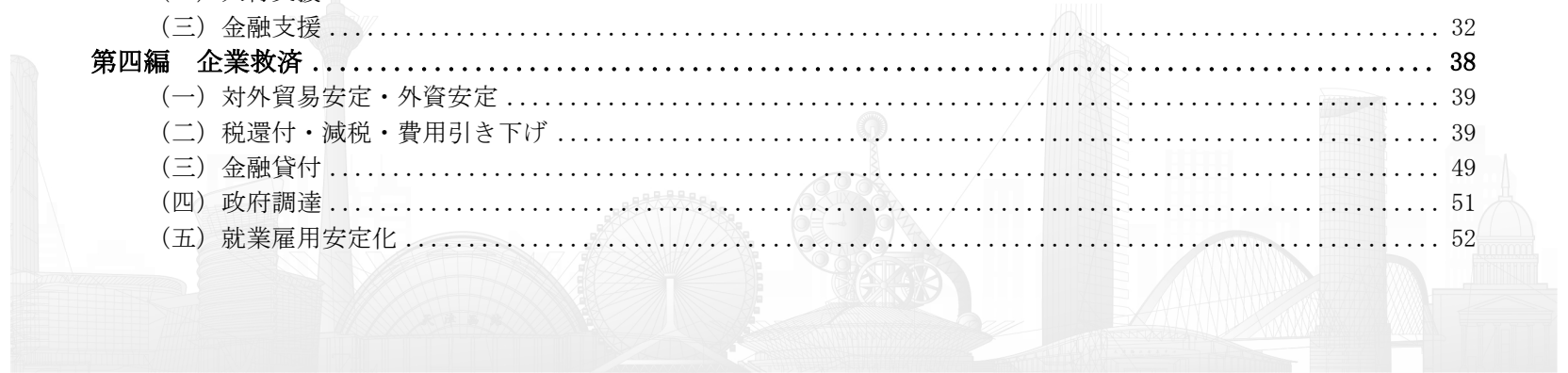


目次

第一編 外商投資	1
(一) 投資促進	2
(二) 投資ガイドライン	3
(三) 仕事・生活	3
(四) 市場参入	4
(五) 本部型経済	6
(六) 権益保護	9
第二編 産業政策	11
(一) 科学技術革新	12
(二) インテリジェント科学技術	13
(三) 重点産業	15
(四) グリーン低炭素	22
第三編 要素保障	23
(一) 産業用地	24
(二) 人材支援	27
(三) 金融支援	32
第四編 企業救済	38
(一) 対外貿易安定・外資安定	39
(二) 税還付・減税・費用引き下げ	39
(三) 金融貸付	49
(四) 政府調達	51
(五) 就業雇用安定化	52



01



第一編
外商投資




(一) 投資促進

支援区分	政策要点	依拠となる文書
投資促進	<p>『中華人民共和国外商投資法実施条例』（国令第 723 号）：</p> <p>第二条 国は、外商投資を奨励・促進し、外商投資の合法的權益を保護し、外商投資管理を規範化し、持続的に外商投資環境を改善し、さらに高水準の対外開放を推進する。</p> <p>第六条 政府及び関連部門は、政府資金の手配、土地の供給、税金・費用の減免、許認可、標準制定、プロジェクト申請、人的資源政策等の面において、法に従い外商投資企業及び内資企業を平等に取扱わなければならない。</p> <p>第十二条 外国投資者、外商投資企業は、法律、行政法規もしくは國務院の規定に従い、財政・税務・金融・用地等の優遇措置を享受することができる。</p> <p>外国投資者は、中国域内の投資収益を以て、中国域内への投資を拡大する場合、法に従い優遇措置を享受する。</p>	『中華人民共和国外商投資法実施条例』（国令第 723 号）


(二) 投資ガイドライン

支援区分	政策要点	依拠となる文書
<p>投資ガイドライン</p>	<p>天津外商投資ガイドライン（2021 中文版）</p>  <p>天津外商投資ガイドライン（2021 英文版）</p> 	<p>天津市商務局 編集・印刷・発表</p>

(三) 仕事・生活

支援区分	政策要点	依拠となる文書
<p>外国人向け天津生活物知り</p>	<p>外国人向け天津生活物知り電子冊子: 本文では主に問答形式で天津市の就職、就学、商売、医療、住宅、交通、旅行、生活、出入国、緊急時対応などの方面における関連政策を解釈して、天津に滞在している外国人の関心している事項に応じて、ホットな問題を解決し、最新のサービス案内を提供する。</p> 	<p>天津市人民政府 外事弁公室により作成・発表</p>

(四) 市場参入

支援区分	項番	政策要点	依拠となる文書
ネガティブリスト	1	「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」 (2021年版) 	《外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)》 (2021年版) (発展改革委員会 商務部令2021年第47号)
	2	『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)』 (2021年版) 	《自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)》 (2021年版)》 (発展改革委員会 商務部令2021年第48号)
外商投資奨励産業目録	3	『外商投資奨励産業目録(2020年版)』 	『外商投資奨励産業目録(2020年版)』 (発展改革委 商務部令2020年第38号)

支援区分	項番	政策要点	依拠となる文書
天津市サービス業開放拡大	4	外資系銀行など外資系金融機関が法とコンプライアンスに基づいて機関を新設したり、増資や新株発行を行うことを支援する。海外機関と提携して越境商業医療保険商品を開発し、規定に基づいて国際商業医療保険決済を展開することを支援する。適格外国人有限責任パートナー（QFLP）のパイロット事業展開を支援する。	《商務部による「天津市サービス業開放拡大総合試行全体案」の発行に関する通知》（商資発 2021 年第 62 号）
	5	国際先進レベルの医療機関を積極的に招致・育成し、香港・マカオのサービス提供者による独資医療機関の設立を支援する。	
	6	応用型の本科大学、高級職業学校が海外の高レベルの応用技術大学と提携して学校を運営することを支持する。普通高校の中外合作学校運営の規範的な発展を促進する。	
	7	医薬品開発用の少量特殊化学剤やバイオ材料、サンプルの管理を適度に緩和する。外商により資金を拠出して非営利養老機関を設立する、民間非企業機関の参入規制を緩和する。	
	8	法とコンプライアンスを遵守する前提で、原則的に条件に合致した発起人の海上運送保険機関設立を支援する。	
9	国際ファクタリング事業のパイロット展開を支援する。条件を満たした財務会社などの金融機関の外国為替決済・販売事業やデリバティブ取引事業の資格取得を支援し、条件を満たした証券会社やファンド管理会社などの金融機関の外国為替決済・販売事業の資格を取得して、リスク制御が可能な前提で法とコンプライアンスに基づいて外国直物が替やデリバティブ取引事業を展開することを支援する。		

(五) 本部型経済


支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
多国籍会社地域本部・本部型機構	1	2017年11月16日以降に、当市に新規登記(または転入)し認定された地区本部及び本部型機構で、地区本部の実際に納入した資本金が1,000万ドル以上、本部型機構が実際に納入した資本金が500万ドル以上のものは、『市商務委・市財政局による天津市の多国籍企業の地区本部及び本部型機構発展専用目的資金の使用の支持及び管理法に関する通知』(津商務資管〔2018〕10号)の関連規定に基づいて財政補助と奨励政策を享受する。	条件に合う地域本部と本部型機構	《市商務局等13部門による多国籍企業の地域本部及び本部型機構の設立奨励に関する天津市の若干規定の発行に関する通知》(津商行規〔2019〕2号)
	2	外商による投資会社の設立要件をさらに緩和し、国内での資本金実納要件を撤廃する。投資会社は「企業グループ財務会社管理法」に基づき、財務会社を設立して、其の中国内の投資企業に統括財務管理サービスを提供することができる。	投資会社を設立した外資系企業	
	3	地区本部は一元化した内部資金管理体制を構築して、自己資金を一元管理できる。条件に合う地区本部、本部型機構は、国家外貨管理局天津市支局に登録した上、規定により多国籍企業の越境資金集中運営管理業務を行うことができる。	条件に合う地域本部と本部型機構	
	4	香港、マカオ、台湾地区の投資家が当市に登録して地区本部と本部型機構を設立した場合、本規定に従う。本規定は配布日から施行し、有効期間は2024年11月7日までとする。	香港、マカオ、台湾地区の投資者	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
多国籍会社地域本部・本部型機構	5	開業補助の基準。2017年11月16日以降に当市に登記及び転入した地区本部及び本部型機構で、且つ、従業員数が10人以上のものに、500万円の開業補助金を与え、登記又は転入した翌年度から3年に分けてそれぞれ40%、30%、30%の割合で開業補助金を与える。	条件に合う地域本部と本部型機構	《市商務局等13部門による多国籍企業の地域本部及び本部型機構の設立奨励に関する天津市の若干規定の発行に関する通知》 (津商行規〔2019〕2号)
	6	不動産賃貸補助の基準。2017年11月16日以降に当市に登記・転入した地区本部及び本部型機構で、且つ、従業員数が10人以上の場合、新たに購入・建設した自社用オフィス用不動産に対して、1平方メートル当たり1,000円の基準で一度限りの補助金を、最高1,000万円まで与え；自社用オフィス用不動産を賃貸した場合、最大1,000平方メートルのオフィス面積で、1平方メートル1日当たり最高8円の基準で、賃貸料の30%を3年間補助する。		
	7	奨励の基準。当市が2017年11月16日以降に投資企業の多国籍企業地域本部または管理企業の多国籍企業地域本部と認定したものの、認定年度からの年間売上高が初めて10億元を超えた場合、500万円の一度限りの奨励金を与える。当市が2017年11月16日以降に多国籍企業本部型機構と認定したものの、認定年度からの年間売上高が初めて5億元を超えた場合、500万円の一度限りの奨励金を与える。		
	8	多国籍企業の地域本部の昇格への補助。2017年11月16日以降に当市に新設された、多国籍企業のアジア地域、アジア太平洋地域またはそれ以上の地域の本部で、従業員数が50人以上で、親会社が任命した責任者や本部機能に関連する主要ハイレベル管理職が天津に常駐する場合、800万円の開業支援を3年に分けてそれぞれ40%、30%、30%の割合で受けることができる。設立済みの多国籍企業の地域本部がアジア地域、アジア太平洋地域、またはそれ以上の地域本部に昇格し、従業員数は50人以上で、親会社が任命した責任者や本部機能に関連する主要ハイレベル管理職が天津に常駐する場合、300万円の一度限り支援を受けることができる。		『市商務委・市政局による天津市の多国籍企業の地区本部及び本部型機構発展奨励目的資金の使用及び管理弁法に関する通知』 (津商務資管〔2018〕10号)

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
外資開発センター	9	市商務局が市財政局、市税務局、天津税関と一緒に査定した我が市の外資研究開発センターが、国内で生産できない、あるいは性能がニーズに 応じていない科学研究・科学技術開発・教育の用品を輸入する場合、輸 入関税と輸入段階増値税、消費税を免除する。	関係部門にて審査された外資開発 センター	《市商務局等 4 部門による外資 研究開発センタ ーの免税資格審 査をしっかりと実 施する件に関す る通知》(津商行 規〔2021〕2号)
	10	免税、税金還付の手続き (一)第1弾輸入機構リストについて2021年1月1日から実施する。第 1弾輸入機構リストの配布日から30日以内に徴収済みの免除すべき税 金の還付を許可する。その以降の機構リストについては、リスト配布日 からの20日目から実施する。(二)前項に規定された、徴収済みの免除 すべき税金について、輸入機構の申請に依って還付を許可する。輸入関 税を徴収済みで、かつ、まだ増値税の仮払税金相殺を申告していない場 合には、あらかじめ主管税務機関が発行する『「十四五」期間に科学技 術革新輸入を支援する輸入税收政策における輸入商品の徴収済み輸入 段階増値税の未相殺状況表』を取得して、税関に徴収済み輸入関税と輸 入段階増値税の還付手続きを申請する。既に増値税の仮払税金相殺を申 告済みの場合は、税関に既に徴収済み輸入関税の還付手続きのみを申請 する。		
	11	税收政策実施期限は、2021年1月1日から2025年12月31日まで。		

(六) 權益保護

支援区分	項番	政策要点	依拠となる文書
行政許可	1	外国人投資者が法に基づく許可を必要とする業種、分野に投資する場合、法律、行政法規に別段の規定がある場合を除き、許可承認を担当する関係主管部門は内資と一致する条件と手続きによって外国人投資者の許可申請を審査しなければならない。許可条件、申請書類、審査、審査期限などにおいて外国人投資者に差別的な要求を設定してはならない。	《中華人民共和國外商投資法實施條例》(国令第723号)
	2	各区、各部門は外商投資法、行政許可法などの法律法規を厳格に遵守して外商投資に関する行政許可を実施し、行政許可の範囲、プロセスと基準などを勝手に変更してはならず、行政機関や其のスタッフは行政許可、監督検査、行政強制などを通じて、外国人投資家や外商投資企業の技術譲渡を強制や変則的に強制してはならない。	
基準制定の参与	3	『天津市の百城千業万企の標準比較・標準達成昇格に関する特別行動案』を施行し、企業が標準比較・標準達成仕事に参与することを支援する。『天津市標準化補助プロジェクトと資金管理法(試行)』を施行し、企業が主導として標準を制定することを励ます。	《市商務局・市發展改革委による天津市の外資利用業務をより一層適切にする実施案の発行に関する通知》(津商資総〔2020〕第1号)
政府調達	4	政府購買分野の公正競争を妨害する規定とやり方を全面的に取り除き、政府購買ビジネス環境をより一層最適化して、政府購買情報の配布、供給業者条件の確定、評価基準などの面で、外商投資企業に差別待遇をしてはならず、供給業者の所有制の形、組織の形、持分の構造や投資家の国籍、製品やサービスブランドなどを限定してはならない。	


支援区分	項番	政策要点	依拠となる文書
外商投資企業クレーム業務法	5	<p>商務部は以下のクレーム事項の受付を担当する：</p> <p>(一) 国務院の関連部門、省、自治区、直轄市人民政府とその職員が関与する行政行為；</p> <p>(二) 国務院の関連部門、省、自治区、直轄市人民政府に、関連政策と措置を改善するよう提言する行為；</p> <p>(三) 全国的に又は国際的に重大な影響があり、商務省がその処理を認めた行為。商務部が全国外商投資企業クレームセンターを設置して、前述の規定に定められたクレーム事項の処理を担当する。</p>	《外商投資企業クレーム業務法》(商務部令 2020 年第 3 号)
外商投資企業クレーム業務機構リスト	6	<p>全国外商投資企業クレームセンター 連絡先：張弁聡、電話：010-64404523、ファックス：010-64515130 電子メール：fiecomplaint@fdi.gov.cn 住所：北京市東城区安定門外東后巷 28 号 1 号棟 3 階。</p>	《全国外商投資企業クレーム業務機構リスト》
	7	<p>天津市商務局 連絡先：胡崇相、電話：022-58665652、ファックス：022-23028280 電子メール：sswjwgc@tj.gov.cn、住所：天津市和平区大沽北路 158 号 天津市外商投資企業クレームセンター 連絡先：彭蓉、電話：022-58665583、ファックス：022-58683700 電子メール：sswjwgc@tj.gov.cn、住所：天津市和平区大沽北路 158 号</p>	
	8	<p>天津市外商投資企業クレーム業務機関リスト(各行政区クレーム機構を含む)</p> 	

02

第二編 產業政策



(一) 科学技術革新

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
科学技術革新	1	『天津市科学技術革新政策要点集（2022年版）』 	科学技術革新企業	天津市科学技術局 2022年4月作成・発表
科学技術革新税引き前控除	2	ハイテク企業が2022年10月1日から2022年12月31日までの間に新たに購入した設備・器具については、その年の課税所得額を計算する際に一度に全額控除することができ、税引き前に100%加算控除しても良いものとする。	2022年の第4四半期内にハイテク企業資格を有した企業	《科学技術革新への支援強化のための税引き前控除率引き上げに関する公告》 (財政部稅務總局科学技術部公告 2022年第28号)
	3	現行の研究開発費の税引き前加算控除率75%を適用している企業については、2022年10月1日から2022年12月31日までの間に税引き前加算控除率を100%に引き上げる。	条件に合う企業	

(二) インテリジェント科学技術

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
ソフトウェア、集積回路産業	1	《ソフトウェア企業及び集積回路企業ための税制優遇政策ガイドライン》 (国家税務総局の2022年5月編成発表)	ソフトウェア、集積回路企業	《ソフトウェア企業及び集積回路企業ための税制優遇政策ガイドライン》(国家税務総局の2022年5月編成発表)
	2	一定の期間において、国が奨励する重点集積回路設計企業及びソフトウェア企業の一時的輸入を必要とする自社用設備(開発・試験設備を含む)、ソフトウェア・ハードウェア環境、試作品及び部品、コンポーネントについて、規定に合致する場合、一時入国貨物税関手続きを踏み、その輸入税収は現行法規に従って執行することができる。		《国務院による新時代における集積回路産業及びソフトウェア産業の高品質な発展を促進する若干の政策の発行に関する通知》(国発〔2020〕8号)
	3	ソフトウェア企業と海外の信用レベルの高い企業が締結しているソフトウェア輸出契約に対して、金融機関は独立した審査・融資とリスクコントロールの原則に基づいて融資と保険面の支援を提供することができる。		
工業インターネット	4	2019年から2022年の間に、市・区級のスマートマニュファクチャリング特定資金により、5Gモデル応用シーンに奨励金を与える。毎年モデル応用シーン20件を選定し、1シーンあたりに最高200万元の奨励金を与える。国の5G重点特定プロジェクトを担当する企業には中央財政の支援額に応じて同等額の奨励金を与え、1プロジェクトあたりに最高1,000万元の奨励金を与える。	5Gモデル応用シーン	《天津市人民政府による5G発展の推進を加速化する件に関する実施意見》(津政発〔2020〕7号)

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
スマート マニュ ファク チャ リング	5	<p>市と区の人民政府及び関連部門は製造業に対する支持を強化し、スマートマニュファクチャリング、科学技術型企業の発展、省エネ及び炭素排出削減などの関連財政特定資金の誘導作用を十分に発揮し、海河産業基金などの国内有名投資機構との提携を推進し、重点業種、重点企業及び高成長性プロジェクトに対する支持力を強化しなければならない。</p> <p>金融機関が製造業企業の特徴に合致する商品と業務を革新することを奨励・支持し、製造業の融資ルートを広げ、融資コストの削減を図る。条件に合致する製造業企業が上場して融資することを支持し、条件に合致する製造業企業の債券発行を通じた融資を奨励する。</p>	重点業種、 重点企業 及び高成 長性プロ ジェクト	『天津市人民代表大会常務委員会の製造業立市に対する促進・保障を通ずる質の高い発展の推進に関する決定』（2022年3月30日に天津市第十七回人民代表大会常務委員会第三十二回会議で通過）
	6	<p>天津市は製造業の質の高い発展を加速化し、製造業の立市を推進する若干の政策措置と政策ガイドラインを制定する。第一は、産業チェーンの質の高い発展を推進する。工業技術の改造を引き続き誘導する上で、産業チェーンの重要なポイントの弱点補いと産業基盤再建に関するプロジェクトに対する支持を強化し、重点産業チェーンに対して個別化、特色化支援政策を提出する。第二は、産業エネルギーレベルを向上させる。特別資金で先頭企業と重大プロジェクトの誘導・育成を支援する。第三は、製造業の転換・アップグレードを促進する。スマートマニュファクチャリングプロジェクト、工業インターネット、デジタル転換プロジェクト、インテリジェント科学技術応用シーン、新型インテリジェントインフラなどの方向で、産業のデジタル転換を重点的に支援する。第四は、製造業の革新能力を向上させる。製造業革新プラットフォームの建設、産業チェーンのキーポイント技術革新、新製品の普及応用を支持する。特に政府が懸賞を発表し、企業が応募する「科学技術懸賞制」モデルを通じて、産業チェーンのキーポイントコア技術（製品）課題を解決する。第五は、製造業の要素保障を強化する。製造業の人材、用地、金融とコスト削減などの面において異なる方式で保障し、製造業の質の高い発展向け特定基金を設立する。</p>		「天津市の製造業の質の高い発展を加速化し製造業立市を推進する若干の政策措置」の制定と打出し状況を検索・フォローしてください。

(三) 重点産業

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
バイオ医薬	1	国家薬品监督管理局が直接受理、審査承認した新薬に対して、法規・政策指導とサービスを全面的に強化し、重点品目に対してグリーンルートを設置し、早期介入・全行程追跡を実施する。積極的に市関連部門を協調して新薬の資格を取得した品目において、我が市で産業化を実現したプロジェクトに対して、プロジェクトの投資総額の一定の割合で支援する。アメリカ食品医薬品局 (FDA)、欧州医薬品審査庁 (EMA)、世界保健機構 (WHO) などの国際先進システムの認定を獲得したプロジェクトに対しては、天津市の重点技術改造プロジェクトに優先的に組み入れ、プロジェクト投資額の一定割合で経費を支援する。	新薬項目	《天津市市場監督管理委員会による我が市のバイオ医薬産業の質の高いな発展への更なる支援に関する若干の意見》(津市場監督研 [2019] 6号)
	2	企業が一致性評価を展開し、医薬市場の優先権を先取りすることを積極的に励まし、企業に踏み込んで政策宣伝・解釈活動を展開する。積極的に市関連部門を協調して、国家规定によりジェネリック医薬品一致性評価を通過し基本薬品リストに入選された内服固体剤品目並びに全国でジェネリック医薬品一致性評価を先に通過した他の化学薬製剤品目に対しては、品目別に資金を支援して、企業の研究開発コストを削減することで、企業のより多い製品が一致性評価を通過するよう推進し、バイオ医薬産業の発展を促進する。	医薬品関連企業	
	3	積極的に関連部門を協調して、国家医薬品非臨床安全性評価機構 (GLP)、医薬品臨床試験機構 (GCP) の資格認定に通過した機構に対して一度限りの奨励を与える。GLP、GCP 機構など重要な公共サービスプラットフォームプロジェクトの建設を支援し、特別に重大な重要コアプラットフォームプロジェクトに対して、「一事一議」の原則により特殊優遇で支援する。。	GLP、GCP 等公共サービスプラットフォーム	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
バイオ医薬	4	我が市の医療機器の委託貯蔵、配送、融資・リースなど政策先導の役割を發揮して、融資・リース医療機器経営企業が倉庫を設置しないこと、貯蔵・輸送設備を装備しないことを許可し、経営場所の面積制限を緩和して、企業の経営コストを削減する。	融資・リース医療機器経営企業	《天津市市場監督管理委員会による我が市のバイオ医薬産業の質の高いな発展への更なる支援に関する若干の意見》(津市場監管研 [2019] 6号)
	5	国内外の発明特許権を取得したものに対して、次の基準で支援する。国内の発明特許権を取得したその年に、1件当たり1,000元支援する；出願日から4～10年目までの発明特許権の年金について1件あたりに600元支援する；企業初の特許権を取得したその年に、初の発明特許権として2,000元支援する。毎年のカテゴリ別の補助金は最高30万元までとする。	関連バイオ医薬産業	
	6	国外の発明特許権を取得したものに対しては次の基準で支援する。米国、日本と欧州国家で取得した発明特許権に対して、国毎に1件当たり5万元支援する；他の国で取得した発明特許権に対して、国毎に1件当たり3万元支援する；実際に発生した費用が上記基準以下である場合は実際の費用によって支援する。発明特許への支援は1件あたりに最大3カ国までとする。同一企業の補助金は最高30万元までとする。		
	7	上記条件に合致する企業が特許出願人または特許権者である場合は、当該費用の85%を減額する。上記条件に合致する2社以上の企業が特許の共同出願人または共有特許権者である場合は、当該費用の70%を減額する。		

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
バイオ医薬	8	国の企業革新負担軽減政策を着実に実施して、特許関連費用を削減する。前年度の課税所得が 30 万元以下の企業は、特許出願料、発明特許の実質審査料、特許権取得の年から 6 年以内の年金、再審料の軽減を請求することができる。	バイオ医薬企業	《天津市市場監督管理委員会による我が市のバイオ医薬産業の質の高い発展への更なる支援に関する若干の意見》(津市場監管研〔2019〕6号)
	9	第二類、第三類の医療機器製造する、天津に進出する企業には生産許可手続きを最適化し、生産許可の所要時間を短縮して、医療機器生産許可証を生産開始前に発行する。医療機器を経営する、天津に進出する企業には、条件さえ備えれば営業許可証を発行する。北京から天津に移転し、北京で既に登記済みの第二類医療機器製品については、生産条件報告書及び製品検査成績書を提出するだけで製品登記証を取得できる。医薬品の卸・小売り企業の経営品質管理規範(GSP)認証変更と医薬品経営許可変更を合併して処理する。	天津に入る医療機器を製造する企業	
	10	本年度に行政処罰又は製品品質の抜き取り検査不合格が発生しておらず、下記のいずれかに該当する場合は、現場検査を免除するか、サンプルの真実性についての査察のみ行うことができる。(1) 第二類医療機器(体外診断試薬を含む)登記を申請した製品が 2 年以内にシステム査察を通過した製品(第三類システム査察を含む)と生産住所が同様で、かつ、基本的に同様な生産条件及び生産工程を有する場合；(2) 医療機器の変更登記について、資料審査を通じて医療機器が安全かつ有効であることを証明できる場合；(3) 整備後の再審査申請について、資料審査を通じて査察できる場合；(4) その他の資料審査だけで済む場合。	医療機器生産に従事する企業	《天津市薬品监督管理局による第二類医療機器登記システム査察の現場検査免除に関する事項の通知》(津薬監械注〔2022〕6号)


支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
新エネルギー	11	条件を備えた工業企業・工業団地において分散型太陽光発電・分散型風力発電などの新エネルギープロジェクトの発展を加速させ、工業グリーン・マイクログリッド及びソースネットワーク負荷・貯蔵一体化プロジェクトの建設を支援し、マルチエネルギーの補完的かつ高効率な利用を推進し、新エネルギー電力の直接供給試行を行い、端末のエネルギー利用における新エネルギー電力の比重を引き上げる。	工業企業及び工業団地	《国家発展改革委員会・国家エネルギー局による新時代の新エネルギー高品質発展促進実施案の国务院弁公庁による転送に関する通知》 (国弁函〔2022〕39号)
	12	2025年までに公共機関の新規建築物の屋上太陽光発電のカバー率50%到達を実現する。公共機関の既存建築物などに太陽光や太陽熱利用施設を設置することを奨励する。	公共機関	
	13	新エネルギープロジェクトとユーザーの直接取引を支持し、長期電力購入協議の締結を奨励し、グリッド企業は有効な措置を講じて協議の執行を保証しなければならない。	グリッド企業	
	14	保税船用燃料油供給管理モデルを参考にして、液化天然ガス(LNG)が国際航海船舶の燃料として保税政策を享受することを許可する。	関連分野の企業	《商務部による「天津市サービス業拡大開放総合試行全体案」の発行に関する通知》(商資発2021年第62号)

支援区分	項番	政策要点	適用対象	拠拠となる文書
新素材	15	2021年1月1日から2030年12月31日までの間に、新型ディスプレイ部品（即ち、薄膜トランジスタ液晶ディスプレイ部品、アクティブマトリックス型有機発光ダイオードディスプレイ部品、Micro-LEDディスプレイ部品。以下同じ。）の生産企業が輸入する、国内で生産できないあるいは性能がニーズに応じていない自社生産用（研究開発用を含む。以下同じ）の原材料、消耗品とクリーンルーム関連システム、生産設備（輸入設備と国産設備を含む）部品、新型ディスプレイ産業の重要原材料や部品（即ち、ターゲット材、フォトリソスト、マスク、偏光板、カラーフィルター）の生産企業が輸入する国内で生産できないあるいは性能がニーズに応じていない自社生産用の原材料、消耗品に対して、輸入関税を免除する。	新型ディスプレイ部品 生産企業	《財政部税関総署 税務総局による 2021-2030年新型 ディスプレイ産業 発展を支援するた めの輸入税収政策 に関する通知》(財 関税〔2021〕19号)
	16	新型ディスプレイ部品の重大プロジェクトを担当する企業が2021年1月1日から2030年12月31日までの間に、新設備を輸入した場合、『国内投資プロジェクトにおいて免税しない輸入商品目録』、『外商投資プロジェクトにおいて免税しない輸入商品目録』と『輸入にあたり免税しない重大技術設備および製品の目録』に列記された商品を除き、未納付の税金に対して税関が認める税金担保を提供し、初台の設備が輸入されてから6年間（連続して72ヶ月）、輸入段階増値税を分割納付しても良い。6年間毎年（連続して12ヶ月）、輸入段階増値税総額の0%、20%、20%、20%、20%、20%を順次納付することができる。初台設備の輸入日から既に納付した税金は還付しない。分割納付期間中、税関は分割納付を許可した税金に滞納金を課さない。	新型ディスプレイ部品の重大プロジェクトの建設を担当する企業	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
宇宙航空	17	2021年1月1日から2030年12月31日まで、民用航空機の全体設計・製造企業、国内航空会社、整備機構、航空器材販売代理店が国内で生産できない、あるいは性能がニーズに応じていない整備用航空器材を輸入する場合、輸入関税を免除する。	民用航空機の全体設計・製造企業、国内航空会社、整備機構、航空器材販売代理店	《財政部・税関総署による2021-2030年民用航空整備用航空器材輸入を支援するための税収政策に関する通知》(財関税〔2021〕15号)
	18	鉄道旅客運輸会社、国際海上運輸、国際船舶代行の外資規制を撤廃し、航空運送販売代行企業への外商投資を許可する。外商の投資会社設立要件を緩和し、申請前一年の外国人投資家の資産総額要件を最低2億ドルに減らし、外国人投資家が中国内に設立した外商投資企業数に関する制限を撤廃する。	外商投資企業	《天津市人民政府弁公庁による天津市開放拡大による開放型経済新体制の構築に関する若干の措置に関する通知》〔2019〕25号)

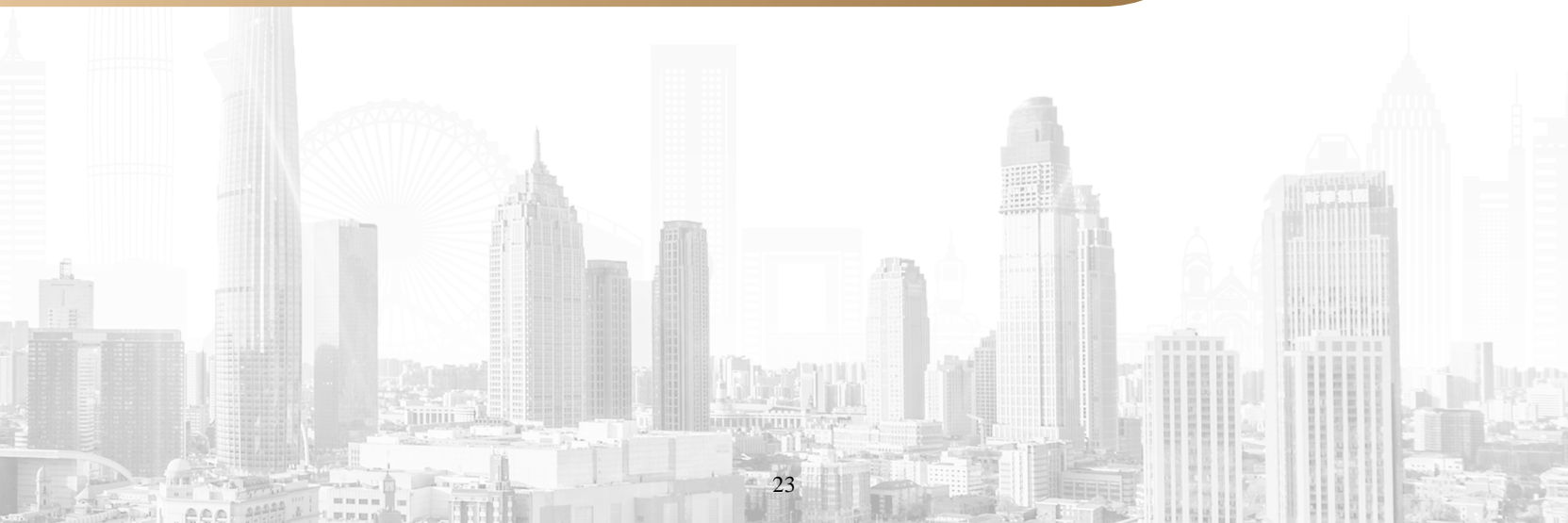
支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
自動車	19	補助期間を延長して、補助の退却度合いとペースを緩やかにする。技術進歩、スケール効果などの要因を総合して、新エネルギー自動車の普及に向けた財政補助金政策の実施期間を2022年末まで延長する。補助金の退却度合いとペースを緩やかにし、原則的には2020-2022年の補助金の基準をそれぞれ前年に比べて10%、20%、30%退却(2020年の補助金基準は添付ファイルを参照)する。公共交通などの分野において自動車の電気を加速するために、都市の公共交通、道路旅客輸送、タクシー(オンライン配車を含む)、環境衛生、都市物流配送、郵政宅配、民航空港と政府機関の公務領域において要求に合致する車両に対して、2020年の補助金基準を退却せず、2021～2022年の補助金基準をそれぞれ前年に比べて10%、20%退却する。補助規模の上限は原則として年間約200万台までとする。	新エネ自動車企業	《財政部・工業情報部・科学技術部・国家発展改革委員会による新エネルギー自動車普及のための財政補助金政策の改善に関する通知》(財建〔2020〕86号)
	20	資金清算制度を完備し、補助精度を高める。2020年から、新エネルギー乗用車、商用車企業の一度に申告する清算車両数はそれぞれ10000台、1000台になり、補助政策が終わった後、清算車両数の要件を満たしていない企業に対しては、最終的な清算が行われる。新エネルギー乗用車の補助前の販売価格は30万元以下(30万元を含む)でなければならない。「バッテリー交換」の新型ビジネスモデルの発展を促し、新エネルギー自動車の普及を加速させるために、「バッテリー交換モード」の車両はこの規定を適用されない。	新エネ車企業	
	21	2020年5月1日から2023年12月31日までの間に、中古車販売に従事する納税者が購入した中古車を販売する場合、従来の簡易方法による3%の徴収率から2%に減額する増値税徴収から、0.5%に減額する増値税徴収に変更する。	中古車販売業者	《財政部・税制総局による中古車販売関連増値税政策に関する公告》(財政部・税務総局の公告2020年第17号)

(四) グリーン低炭素

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
グリーン 低炭素	1	グリーン発展を支援する税費優遇政策ガイドライン 	条件に合う企業	『グリーン発展を支援する税費優遇政策ガイドライン』 (国家税務総局 2022年5月作成・発表)
	2	環境保護税、資源税、消費税、車船税、車両取得税、増値税、企業所得税等の税制政策を実施する。省エネ・節水、資源総合利用等に対する税制優遇政策を実施し、炭素排出削減関連の税制政策面での支援策を研究し、税制により市場主体のグリーン・低炭素化をより促進する。グリーン・低炭素化の加速度的推進と環境の品質の継続的改善の要求に基づき、関税構成の最適化を図る。	関連分野企業	《財政部による「カーボンピークアウト・カーボンニュートラルへの取り組みの着実な実施のための財政支援に関する意見」の発行に関する通知》 (財資環〔2022〕53号)
	3	外商投資奨励産業目録を実施し、関連支援政策を完備し、外資をクリーン・低炭素エネルギー産業分野に投資するように誘導する。外資が中国のクリーン・低炭素エネルギー産業イノベーションシステムに溶け込むことを奨励する激励メカニズムを完備し、知的財産権の保護を厳格にする。グリーン電力認証の国際提携を強化し、国際グリーン電力証明書体系の確立を提唱し、グリーン電力証明書の発行、計量、取引などの国際標準研究制定を積極的に誘導し参与させる。中国・ヨーロッパエネルギー技術イノベーション提携プラットフォームなどのクリーン・低炭素エネルギー技術イノベーション国際提携プラットフォームの建設を推進し、多国籍企業が中国にクリーン・低炭素エネルギー技術共同研究開発センターを設立することを支持し、クリーン・低炭素、脱炭素・無炭素分野における共同課題解決の革新とモデル応用を促進する。	関連分野企業	『国家発展改革委員会 国家能源局によるエネルギーのグリーン・低炭素転換体制・メカニズム及び政策措置に関する意見』 (发改能源〔2022〕206号)


03

第三編 要素保障



(一) 産業用地

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
新型産業 用地	1	国土空間計画と用途規制の要求に適合する前提で、産業団地内で産業参入需要によって商業サービス業施設用地を工業用地または物流倉庫用地に転換して都市計画制限に入れて執行することを許可し、計画許可段階で直接処理する。団地管理機関の主導で用地の転換先形質と具体的な割合について論証を行い、転換結果が団地の位置づけに影響を与えず、インフラの制限、安全と環境保護の要求を満たす場合、区人民政府の承認を経て実施する。	企画に合致する産業用地プロジェクト	『天津市人民政府弁公庁による天津市の産業用地の質の高い企画・利用の推進に関する管理規定の発行に関する通知』 (津政弁規〔2022〕12号)
	2	産業用地は法定最高使用権期限譲渡、弾力的使用権期限譲渡、長期賃貸、賃貸・譲渡結合、先賃貸後譲渡などを通じて供給できる。		
	3	市、区の計画資源部門は土地評価結果、産業政策要求に基づき、産業用地の土地譲渡の最低価格を確定する。北京の非首都機能を移転する共通形質の新型産業用地と認定された場合、保有分は企業本部用地として評価することができる。		
	4	国及び当市の重点発展産業の用途に適合する事業用地に対して、土地譲渡金は分割納付することができ、最長2年の分割納付とし、不動産登記前の完納を必須とする。		
	5	産業団地内の新型産業用地の行政事務及び生活サービス施設の建築規模は、安全を確保する前提で地上総建築規模に占める割合を30%まで引き上げることができる。そのうち商業・飲食・寮など生活サービス施設の建築規模は15%を超えてはならず、用地の形質は依然として主導用地の形質で管理することにする。		

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
建設用地の過渡期政策	6	建設用地の過渡期政策とは、『新産業・新業態の発展を支援し、大衆による起業・イノベーションを促進するための用地に関する意見』（国土資規〔2015〕5号）、『自然資源部弁公庁による「産業用地政策実施業務ガイドライン（2019年版）」の発行に関する通知』（自然資弁発〔2019〕31号）など文書の規定に基づいて、企業が住宅ストック、土地資源を利用して国により支援される産業、業種を発展させる場合に享受できる、一定年数内に用地の主体と計画条件を変更しないことが認められる政策を指す。	条件に合う関連企業	『市計画資源局による新産業・新業態建設用地の過渡期政策処理流れの更なる明確化に関する通知』
	7	建設用地の過渡期政策の開始時期は、計画資源部門が審査意見書を発行した時点から計算する。国の文書により過渡期政策の期間が明示されている場合はその期間を基準とし、過渡期政策の期間が明示されていない場合は5年を限度とする。		
	8	建設用地の過渡期が満了（過渡期内に土地の譲渡が発生した場合を含む）し、団地管理委員会又は産業主管部門の監督管理・審査を経て合格した者は、『天津市都市と農村計画条例』第30条第4のパターンとして、新用途で計画調整を行い、関連用地の手続きを行うことができるが、法律、法規、行政規定などにおける明確な規定及び国有建設用地の分配決定書、譲渡契約書、賃貸契約書などにおける規定又は約束により土地使用権の回収・再譲渡が定められたものは除く。『分配用地目録』に適合する者は分配方式で用地手続きを処理することができる。『分配用地目録』に適合しない者は協議方式で用地手続きを処理して、土地譲渡契約を締結し土地代金を納付し、承認タイミング、新用途及び新たに定めた土地使用年数と元用途及び元用途の残りの土地使用年数に基づいた市場評価地価の差額によって土地代金を追納し、土地使用年数を約束することができる。		
	9	『建設用地過渡期文書政策抜粋』 		

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
土地の集約化利用	10	各地で製造業企業が法に基づいてプロセスに従って工場建屋の加層、工場区の改造、内部用地の整理、及び生産・倉庫場所の拡張を通じて、用地の集約化水準を高めることを支援することを許可し、土地代金を徴収しない。	製造業企業	『外資を積極的かつ有効的に利用して経済の質の高い発展を推進する件に関する国务院の若干の措置に関する通知』(国発〔2018〕19号)
	11	計画に合い、用途を変更しないことを前提に、自己工業用地または倉庫用地の利用率、容積率を高め、倉庫、積み替え運送などの物流施設建設に併用する場合、土地代金を徴収しない。	条件に合う関連企業	『国务院弁公庁による、国家発改委・交通運輸部の物流コストの更なる低減に関する実施意見を転送する件に関する通知』(津弁発〔2020〕10号)
工業工場の建物の販売	12	本通知は、国务院と市人民政府が承認した工業団地及び天津市京津冀産業移転重点受注プラットフォーム(以下、工業団地という)の範囲内において、土地用途が工業用地であり、計画資源部門が検定した建設工事設計案に基づいて建設し、本体の構造がトッピングアウト済みの新規建設した工業工場の建物(不動産の初回登記済みプロジェクトを除く)の販売と再譲渡の行為に適用される。	条件に合う関連企業	『市住宅都市・農村建設委員会の工業工場建物の販売を支援しハイエンド産業の集積発展を推進することに関する通知』(津住建発〔2020〕3号)
	13	工業工場の建物は棟、階、またはセットで販売することができ、原則として最小販売ユニットの建築面積は500平方メートルを下回ってはならない。2020年8月1日までに建築工事施工許可証を取得済みの工業工場の建物については、最小販売ユニットの建築面積が300平方メートルを下回ってはならない。		
	14	工業工場の建物の販売対象及び再譲渡される工業工場の建物の購入者は、法に基づいて登記した企業であり、且つ、プロジェクト所在区の人民政府又は工業団地管理委員会の進出する企業に対する産業種別などの要求に合致しなければならない。		

(二) 人材支援

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
外国人人材の 仕事・生活利 便化	1	外国人就労許可証、外国人居留許可証、外国人永久居留証推薦状の「三証聯弁（三証一括処理）」を実施して、「一口受理、一括完結（一窓口で一括受付、一窓口で一括処理完了）」を実現する。外国籍のリーダー人材やチームの中核メンバーに長期居留と永久居留の便宜を提供する。チームの主要責任者の推薦に基づいて、中核メンバーに対しての年齢、学歴、職歴などの制限を緩和して就労許可証を処理できる。	外国人のリーダー人材やチームの中核メンバー	《中共天津市委・天津市人民政府による人材先導戦略を踏み込んで実施し天津の質の高い発展を加速することに関する意見》
	2	外国人労働者の天津就労利便化を図る。重大な外資プロジェクトの外国人のチャーター機入国を支援し、具体的な情況によって事柄毎に議論し、集中的に招待し、集中的に管理する。企業は外国人を緊急に天津に招待する必要がある場合、管轄区域の外事部門に申請し、管轄区域は3営業日以内に審査して市外事弁公室に報告し、市外事弁公室は1営業日以内に審査・承認する。「クイックルート」の利便化措置を十分活用する。	外国人労働者	『「天津市の工業経済の安定的な成長を促進する行動案」の発行に関する通知』（津发改工業〔2022〕145号）
	3	外国籍の高度人材及びその家族、革新起業チームの外国人メンバー及び企業が招聘した外国人技術人材は、関連主管部門の推薦により、直接中国永久居留資格を申請することができる。	外国人の高度人材及びその家族、外国人技術人材	《天津市人民政府による革新・起業・質の高い発展を推進し「双创」強化版構築関連の若干の措置に関する通知》（津政発〔2019〕16号）

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
外国人人材の仕事・生活利便化	4	外国の高度人材が天津に来て働くためのグリーンルートを設置し、告知承諾制の適用範囲を拡大し、国及び我が市の関連規定に合致した外国高度人材がオンラインで『外国高度人材確認函』を処理するようにサポートし、出入国査証などの出入国関連政策を享受し、コロナ期間に天津で仕事できるように便宜を提供する。	外国人の高度人材	《市科学技術局等の部門によるコロナ禍の常態化背景において天津に来て働く外国人人材向け管理サービス関連の若干の措置の発行に関する通知》(津科引智〔2021〕7号)
	5	兼職・出向の形での雇用を許可する。「外国人就労許可証」を取得し既に天津で働いている外国人高度人材(A類)について、雇用機構の同意を得た上で、兼職・出向の形で本市の他の機構で働くことを許可する。「外国人就労許可証」を取得し、既に天津で外国語教育に従事している外国人専門人材(B類)については、雇用機構の同意を得た上で、兼職・出向の形式で本市の他の機構で外国語教育に従事することを許可する。兼職・出向雇用機構と雇用機構は兼職・出向契約を締結して、それぞれの権利、義務及びコロナ対策管理関連措置を明確にし、雇用機構が「外国人来中就労管理サービスシステム」を通じて変更手続きを行うものとする。		
	6	「延期申告は許可満了日の30日前に提出しなければならない」という制限を一時的に取り消し、雇用機構により許可満了日の前にオンラインで提出することを可とする。言語類の外国人教師の母語国の要件を緩和する。世界有名大学で学士及び以上の学位を取得した外国人新卒者、国内の重点大学または天津市の大学で学士及び以上の学位を取得した新卒の外国人留学生は、直接工作許可を申請することができる。	外国人新卒者、新卒の外国人留学生	
	7	外国人の高度人材が天津で仕事をする際に心配することをなくすために、市科学技術局は外国人の高度人材のために子供の入学、商業医療保険などの特別サービスの支援を提供する。我が市が新たに招致し、国家級または省・部級の人材プロジェクトに入選された高度人材について、其の直系の外国人子女が国際学校に通う場合、3年間連続して、毎年最高15万円の支援を享受することができる。国または天津市の関連人材プロジェクトに入選された外国人専門家は、最高2万円の商業医療保険の支援を享受することができる。	外国人の高度人材及びその子女	《市科学技術局によるチャンスを掴んで外国人の高度人材の招致を強化する業務措置の発行に関する通知》(津科引智〔2020〕65号)

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
外国人人材の仕事・生活利便化	8	天津に来て投資して企業を創立する外国人人材に対する年齢条件を緩和し、零細企業の外国人投資者の年齢を満 70 歳まで緩和する。小型企業の外国人投資者の年齢を満 75 歳まで緩和する。中規模以上の企業の外国人投資者は年齢制限を設けない。	天津で投資して企業を創立する外国人人材	『市商務局・市発展改革委による外資利用業務をより一層よくする実施法案の発行に関する通知』（津商資総〔2020〕1号）
	9	天津に来て働く外国人の優秀人材に対する年齢条件を緩和して、我が市の企業・公的機関にとって確実に招致必要のある中級・高級の管理職或は専門技術の外国人人材に対して、年齢を満 65 歳まで緩和する。外国人が中国に来る就労分類基準 A 類に該当する人材に対しては、年齢制限を設けない。	天津で就労する外国人の優秀人材	
	10	中国の大学を卒業した外国人優秀卒業生に対する天津での実習制限を緩和し、中国の重点大学を卒業した新卒の外国人留学生在が天津市の企業・公的機関でその専攻に応じた実習に従事することを許可し、その期間に雇用された人は「外国人就労許可証」の取扱を可能とする。天津の企業・公的機関で実習している海外大学の外国人卒業生で、すでに実習先に雇用され、就労許可証を取得したが、出国する就労ビザを取得するのが間に合わない場合は、就労許可証などの書類を以て、公安機関の出入国管理部門に就労類居留許可を申請することができる。天津で 2 回連続して就労類居留許可を取得し、法令違反のない外国人は、5 年間有効の就労類居留許可を申請することができる。	外国人優秀卒業生	
	11	外国人の來華就労許可申請の手続きを最適化して、滨海新区公安局出入国サービスホールに外国人「三証聯弁（三証一括処理）」サービスの窓口を設けて、「外国人就労許可証」、「外国人居留許可」、「外国人永久居留証（推奨状）」など、外国人が天津で就労するのに必要な就労類、居留類証書処理業務の「一口受理、一口弁結（一口で一括受付、一口で一括処理完了）」を実現する。	外国人人材	
	12	条件に合うサービス業企業が採用した「高精尖欠」（ハイレベル・精密・尖端・欠如）の外国人人材は、人材査証、就労許可、社会保障など業務の便宜措置と「グリーンルート」サービスを楽しむことができる。社会保障政策の包容性を強化し、企業、プラットフォーム、複数の雇用主を跨って柔軟に就業している人員の權益保障を強化する。条件に合う外国人が特定区域内の法定機関、公的機関、国有企業の法定代表者を担当することを模索・許可する。国が認める海外職業資格を有する建築設計、規画など分野の海外専門人材が、登記した上で、規定に基づき天津行政区域内で専門サービスを提供することを許可し、海外での就業経歴を国内での就業経歴と同等に見なす。	「高精尖欠（最先端科学知識と技術を身に付け、不可欠な人材）」の外国人人材を採用したサービス業企業	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
地域本部・本部型機構関係人員	13	2回連続して1年以上の就労類居留許可を取得し法令違反行為がない場合、3回目に就労類居留許可を申請する際に、市公安機関の出入国管理部門へ規定によって居留期間が5年の就労類居留許可を申請できる。上級管理職以上及びそれと同等の待遇を享受する外国人は、居留期間が2～5年の外国人就労許可証と同期間の外国人就労類居留許可を申請できる。上記人材の配偶者と18歳未満の未婚の子女は、同期間の外国人団欒類居留許可を申請することができる。	地域本部や本部型機構でハイレベル職務を担当する外国人管理職や技術人材	《市商務局等13部門による多国籍企業の地域本部及び本部型機構の設立奨励に関する天津市の若干規定の発行に関する通知》(津商行規〔2019〕2号)
	14	地域本部や本部型機構でハイレベル職務を担当する外国人管理職や技術人材の場合は、関連規定により優先的に「外国人永久居留身分証」の発給を推薦する。		
	15	地域本部と本部型機構の当市戸籍を持つ従業員がビジネス要件により香港、マカオ地区へ出向する場合、天津市政務サービスセンターへ書類を提出してから、香港、マカオへの往来通行証及び香港、マカオ地区へのビジネスマルチビザを申請することができる。ビジネスのために台湾地区に赴く場合は、国务院台湾事務弁公室と市台湾事務弁公室の承認書類を提供すると、優先的に大陸住民往来台湾通行証と査証の発給を行うことができる。本市の戸籍を持っていない従業員で、余所での出入国証明書発給条件に合致する場合、同等の待遇を享受することができる。	地域本部と本部型機構の当市戸籍を持つ従業員	
	16	登録地が天津市で、独立した法人資格を有するその他人材紹介機構が天津市雇用機構に協力して、重点分野の外国人材を発見、マッチング、招致するのを励ます。招致した外国人材のレベルに応じて、紹介機構、市級海外人材ワークステーション、人材紹介専任に最高20万円の奨励金を与える。	人材紹介機構	
	17	地域本部や本部型機構に採用された外国人の中国への就労許可の取り扱いを申請する場合、年齢、学歴、職歴などの制限を緩和する。天津に来て科学研究提携、学術交流、教学研究、プロフェッショナルコンサルティング、プロジェクト調査などの仕事に従事し、且つ、国内滞在期間が90日(90日を含む)を超えない外国人高度人材または外国人専門人材の場合は、外国専門家が中国への招聘状を申請する必要がある。	地域本部や本部型機構に採用された外国人	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
地域本部・本部型機構関係人員	18	地域本部と本部型機構における条件に合致した企業の従業員は、『天津市人材招致「グリーンカード」管理弁法』に基づいて、天津市人材「グリーンカード」を申請することができ、本人及び本人に随行移住する配偶者と子女は、人材「グリーンカード」が適用される関連政策を享受することができる。	地域本部と本部型機構における条件に合う企業の従業員	《市商務局等13部門による多国籍企業の地域本部及び本部型機構の設立奨励に関する天津市の若干規定の発行に関する通知》 (津商行規[2019]2号)
	19	地域本部と本部型機構における企業の従業員は、天津市の人材招致と家族随行政策に基づいて本人と家族が天津市に定住することができる。家族全員が天津市定住する場合、天津市の一括招致関連政策を享受することができる。		
	20	地域本部と本部型機構の上級管理職が雇用する家政サービス従業員は、私的事務類居留許可（「家政サービス」注記あり）を申請することができる。	地域本部と本部型機構の上級管理職	
	21	地域本部と本部型機構の一時入国を必要とする外国人は、市商務主管部門が発行する認定証明書を基に、入国期間5年以内、滞在期間180日以内のマルチビザを申請できる。	地域本部と本部型機構の一時入国を必要とする外国人	
	22	地域本部と本部型機構の外国人が急の要件で短期間天津に来る必要があるが、入国査証の取得が間に合わない場合は、国の関連規定に基づいて市公安機関の出入国管理部門に口岸ビザを申請して入国することができる。	地域本部と本部型機構の就労する外国人	
	23	地域本部と本部型機構にて就労する外国人は、外国人就労許可証と外国人就労類居留許可証を取得しなければならない。就労許可を取得済みの場合、入国時に口岸ビザ発給機関に一度入国有効の滞在期間が30日を超えない就労査証の発給を申請することができる。既に就労許可を取得済み、且つ中国国内にいて、出国して就労ビザを取得するのが間に合わない場合は、就労許可などの書類を基に直接市公安機関の出入国管理部門に就労類居留許可を申請することができる。		

(三) 金融支援

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
上場企業	1	特定資金の支援対象は登録地が滨海新区以外の、条件に合致する当市の企業で、次の企業を含む。条件に合致すると認定された、全市の重点育成上場企業資源プールに入選された企業)；上海証券取引所、深セン証券取引所、香港証券取引所および条件に合致するその他国内外の主要証券取引所で初めて株式を公開発行し上場した銘柄登録済みの当市の企業；当市に移転して発展する上場会社、海外上場した会社が国内取引所のA株市場に上場し且つ登録地が当市である企業。	滨海新区以外の、条件に合う当市の企業	《市財政局・市金融局による天津市の企業上場支援用特定資金の管理方法の発行に関する通知》(津財金〔2020〕64号)
	2	プールに編入された企業が上場契約を締結した証券会社、会計士事務所、弁護士事務所へ支払った上場費用に対して、市財政は50%の割合で1社の企業当たり最高100万円の支援を与える。	上場企業資源プールに入選された企業	
	3	プールに編入された企業に対しての育成を開始後に発生する融資保証費用と融資利子に対して、市財政は50%の割合で支援する。1社の企業当たり最長2年間、累計で最高300万円の支援を与える。	上場企業資源プールに入選された企業	
	4	天津滨海新区市場に銘柄を登録し、かつ銘柄を登録してから1年以内に天津滨海新区市場プラットフォームを通じて融資を受けた企業に対して、融資金が入金された後、財政から一度限りに10万円を補助する。	条件に合う関連企業	
	5	全国中小企業の株式譲渡システム(以下、新三板という)基礎層への銘柄登録に成功した企業に対して、市財政は一度限りに100万円を補助する。新三板創新層への銘柄登録に成功した企業に対して、市財政は一度限りに120万円を補助する。基礎層での育成に成功して創新層へ銘柄を登録した企業に対して、層切替に成功した後、市財政は一度限りに20万円を補助する。創新層へ銘柄登録した企業が精選層に転換して、株式を公開発行し、銘柄を登録した場合、企業が上海証券取引所、深セン証券取引所へ上場する場合と同等の支援基準を執行する。	新三板に銘柄登録した企業	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
上場企業	6	上場申告書類が権利機関によって正式に受理された、プールに編入された企業に対して、市財政は一度限りに 100 万円を補助する。	上場企業 資源プールに入選された企業	《市財政局・市金融局による天津市の企業上場支援用特定資金の管理方法の発行に関する通知》(津財金〔2020〕64号)
	7	当市に移転して発展する上場会社、海外に上場した会社が国内のA株市場に戻り、かつ登記地が当市である場合、市財政は一度限りに 500 万円を補助する。	条件に合う関連企業	
	8	企業が各種の方式で取得した上場、銘柄登録など市級特定資金補助の累計が 500 万円未満である場合、上場に成功した際に一度限りに補填する。	上場企業	
	9	上場特定資金補助の公平性、公正性を実現し、企業が各種の方式により享受する上場支援政策の一貫性を確保するために、企業が各種の方式で取得した上場、銘柄登録など市級特定資金補助の累計が 500 万円未満である場合、上場に成功した際に一度限りに補填する。企業が上場に成功した後獲得した特定補助金は企業の上場に特別な貢献をしたハイレベル管理職と功労者を奨励するために使うものとする。	条件に合うハイレベル管理職と功労者	
	10	新三板発行融資制度を最適化し、不特定適格投資家への公開発行メカニズムを導入し、1 度の第三者割当増資で新たに増える株主を 35 人とする制限を廃止し、証券発行関連承認書類を必要としない内部少額融資の第三者割当増資を許可して、企業の融資コストを低減させる。精選層を設け、層切替上場制度を確立して、精選層で 1 年間取引され、且つ、関連条件を満たした企業は直接層切替上場することを許可し、銘柄登録会社の持続的な発展と成長のルートを切り開く。基礎層、創新層、精選層に対して差別化された投資家適正性基準を設け、公募ファンドなどの長期資金を導入して、投資家構造を最適化する。	新三板に銘柄登録した企業	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
企業融資	11	与信資金管理などの手数料を撤廃する。銀行は与信資金の受託支払の振替手数料を取ってはならない。すでに振替済みであるが、企業がまだ使用していない与信資金に対して、資金管理手数料を取ってはならない。小規模零細企業の与信融資については、融資契約書で前倒し返済や遅延返済に関する違約金を約束してはならず、法人口座の貸し越し承諾費と与信の信用証明手数料を撤廃する。	与信融資を獲得した企業	《中国銀保監会・工業・情報化部・発展改革委・財政部・人民銀行・市場監管総局による与信融資料金の更なる規範化による企業融資総合コストの低減に関する通知》(銀保監発〔2020〕18号)
	12	小規模零細企業の融資において、銀行を借り手の災害保険の第一受益者とする場合、保険料は銀行が負担するものとする。	小規模零細企業	
	13	小規模零細企業の与信融資に対して、銀行が自発的に強制執行公証の手数料を負担することを奨励する。銀行を抵当物財産保険損害請求の第一受益者とする場合、保険料は銀行と企業が合理的な割合で合同負担する。		
	14	2020年6月1日より施行する。信託会社、金融資産管理会社、自動車金融会社はそれを参照として執行する。	信託会社、金融資産管理会社、自動車金融会社	
	15	企業の越境融資ルートをさらに広げ、天津市支局などがハイテク技術・「專精特新（専門化、精細化、特色化、新規化）」の特徴を持つ工業）企業の越境融資利便化モデルを展開することを許可し、条件に合う関連企業が一定額内で自主的に外債を借用することを許可する。	ハイテク・「專精特新」企業	

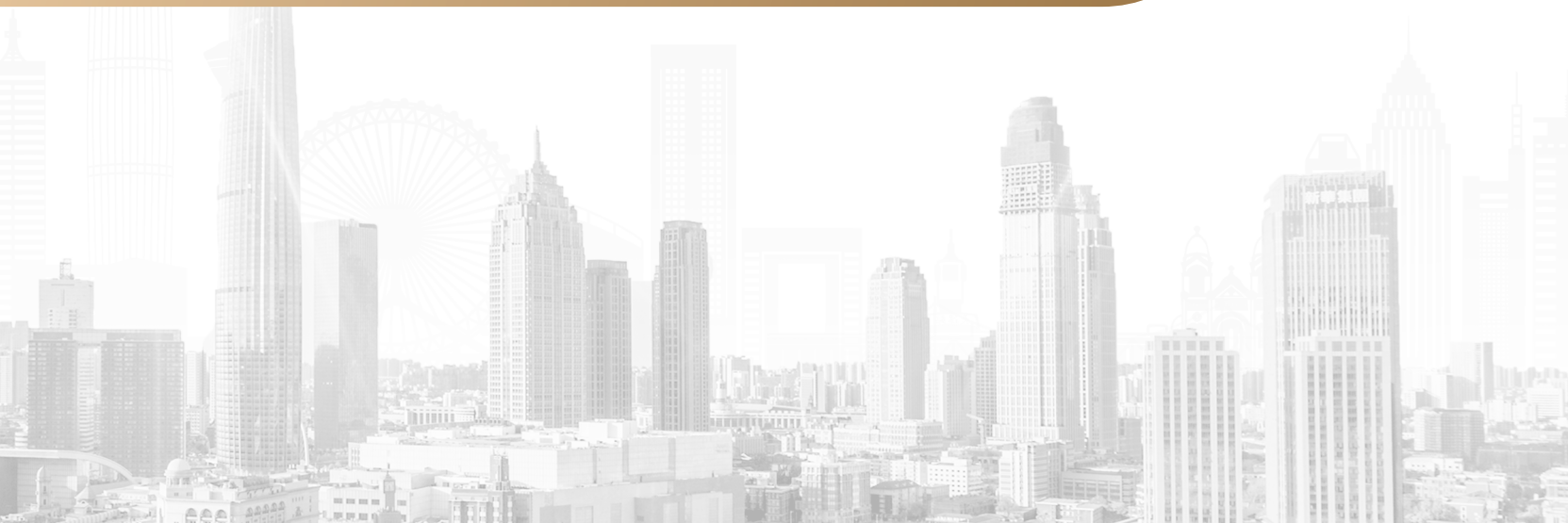
支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
越境人民元	16	企業の越境融資によるコロナ感染症拡大防止を支援する。企業がコロナ感染症拡大防止に関連する資本勘定収入の外国為替決済・支払いを行う際、事前に取引毎の書類を提出する必要なく、銀行が企業の資金使用の真正性に対する事後検査を強化する。コロナ感染症拡大防止に確実に必要なものに対しては、企業の外債借入限度額などを撤廃し、オンラインで外債登録を申請できるようにして、企業の越境融資の展開を容易にさせる。	コロナ感染症拡大防止関連の越境融資を行う企業	《中国人民銀行・財政部・銀保監会・国家外貨管理局による新型コロナウイルス感染症拡大防止への金融支援の更なる強化に関する通知》(銀発〔2020〕29号)
	17	コロナ感染症拡大防止に関する人民元越境決済業務の手続きを簡素化する。銀行が「展業三原則(顧客を理解する、業務を理解する、審査に責任を負う)」に加え、企業が提出した受払指令に基づき、コロナ感染症拡大防止関連の輸入人民元越境決済業務及び資本勘定収入の人民元資金の国内での支払い・使用を直接処理する。	コロナ感染症拡大防止関連の越境人民元業務を展開する企業	
	18	多国籍企業グループの経常勘定における越境人民元の集中的受け払いの手配を最適化する。多国籍企業グループにより主催企業に指定された国内のメンバー企業である場合、実際の必要によって他所で人民元銀行決済の口座を開設して、経常勘定における越境人民元の集中的な受け払い業務を処理することができる。	多国籍企業グループ	《中国人民銀行・発改委・商務部・国資委・中国銀保監会・国家外貨管理局による人民元越境決済政策の更なる最適化による対外貿易安定と外資安定への支援に関する通知》(銀発〔2020〕330号)
	19	一部の資本勘定における人民元収入の使用制限を緩和する。国内機関の資本勘定における人民元の収入(外商直接投資資本金、越境融資や海外上場募集資金の本国送金を含む)について、次の規定に適合する前提で、国の関連部門により承認された経営範囲内で使用できる。直接・間接的に企業の経営範囲外や国の法により禁止された支出に使用しないこと；別途明確な規定がない限り、直接・間接的に証券投資に使用しないこと；経営範囲にて明確な許可がない限り、非関連企業への貸付発行に使用しないこと；非自社用不動産の建設、購入に使用しないこと(不動産企業を除く)。	国内機関の資本勘定	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
越境人民元	20	外商投資企業の国内での再投資を利便化する。投資会社でない外商投資企業は現行の規定に適合し、かつ国内で投資したプロジェクトが真実で、コンプライアンス遵守の前提で、法に基づいて人民元資本金を国内で再投資可能とする。外商投資企業が資本勘定における人民元収入を使用して国内で再投資を行った場合、投資された対象企業は人民元資本金専用の預金口座を開設する必要はないが、資金の使用は本通知第8項の規定を遵守しなければならない。	外商投資企業	《中国人民銀行・ 発改委・商務部・ 国資委・中国銀保 監会・国家外貨管 理局による人民元 越境決済政策の更 なる最適化による 対外貿易安定と外 資安定への支援に 関する通知》(銀發 〔2020〕330号)
	21	外商直接投資事業関連の専門口座管理要件を撤廃する。海外投資家は国内での人民元利益所得を国内再投資に使用する場合、人民元資金を利益分配企業の口座から投資先企業や株式譲渡元の口座に直接振り替えることができ、人民元再投資専用の預金口座を開設する必要はない。海外投資家が人民元で国内企業を買収・合併して外商投資企業を設立したり、人民元で国内外商投資企業の中国側株主に株式譲渡代金を支払う場合、関連する各中国側株主は人民元買収・合併専用の預金口座又は人民元株式譲渡専用の預金口座を開設する必要はない。	外商投資者	
	22	国内企業の国外人民元借金業務に対する管理を最適化する。国内企業は実際の必要に応じて1件の海外人民元借金について複数の人民元専用預金口座を開設することができるし、複数件の海外人民元借金について同一の人民元専用預金口座を使用して資金を受け払うこともできる。海外借金人民元専用預金口座は原則的に借金企業の登録地の銀行で開設すべきであるが、確実に実際の必要がある場合には、借金企業が他所で人民元専用預金口座を開設しても良い。借金決済銀行以外の銀行は真正性を確保する前提で、企業のために海外人民元借金の元利金返済を行うことができる。企業と金融機関の海外人民元借金の引き出し通貨と返済通貨は一致しなければならない。契約通貨は実際の必要に応じて引き出し通貨及び返済通貨と一致しなくても良い。	海外人民元借金 業務を展開する 国内企業	
	23	国内企業の人民元国外貸付業務の管理を簡素化する。国内企業の人民元の海外貸付の早期返済額は企業の海外貸付残高に計上せず、通貨換算係数を0.5に調整する。調整後の企業の海外貸付残高の計算式は次の通り。企業の海外貸付残高 = Σ 元外国為替貸付残高 + Σ 外国為替貸付残高 × 通貨換算係数。	人民元の海外貸 付業務を展開す る国内企業	


支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
越境人民元	24	法に基づいて外資企業の経常勘定の収支為替が円滑にできるように保護する。法に基づいて外国為替決済可能な越境取引について、外資企業は人民元決済を利用できる。資本勘定における収入の受け払い利便化を推進して、条件を満たした企業が資本金、外債、海外上場資金などの資本勘定における収入を国内での支払いに使用する際に、事前に一件ずつ真正性証明書類を提供しなくても良いことを許可する。外債登記管理の利便化を推進する。外国籍労働者の給料関連の外国為替購入利便化措置を模索・執行する。	外商投資企業	《中国人民銀行・発改委・商務部・国资委・中国銀保監会・国家外貨管理局による人民元越境決済政策の更なる最適化による対外貿易安定と外資安定への支援に関する通知》(銀発〔2020〕330号)
	25	資金の越境使用コストを低減する。投資会社でない外商投資企業向けの、資本金の国内株式投資制限を撤廃し、外商投資企業の資本金を法に基づいて国内株式投資に使用することを励ます。企業の外債発行の登記制度を厳格に執行し、外資企業の外債発行申請に対して平等に対応し、我が市の条件を満たした企業の外債発行申請を励まし、支援する。募集した資金は国内外のプロジェクトに投資するものとする。	外商投資企業	
知的財産権融資	26	知的財産担保融資などの知的財産権融資メカニズムを探索・完備し、知的財産担保融資保証保険を模索し、科学技術保険、特許保険及び関連再保険業務の発展を促進する。	知的財産権を有している企業	《商務部による「天津市サービス業拡大開放総合試行全体案」の発行に関する通知》(商資発 2021年第62号)
	27	複数参加者の知的財産権融資リスク共有モデルを模索・確立する。知的財産権、株式及び関連実体資産を組み合わせた担保融資の新モデルの発展を積極的に推進する。	金融サービス機構	
グリーン融資	28	炭素現物取引と環境権益融資を積極的に発展させ、グリーン融資商品を開発し、条件を満たした銀行と企業の海外でのグリーン債券発行を支援する。条件を満たした非金融企業グループが天津に金融持ち株会社を設立することを支援する。法に基づく科学技術成果移転転換基金、科学技術融資リース会社などの機構設立を支援し、銀行が科学技術支店を設立し、政策の許容範囲内で科学技術型企業に適したパーソナライズ金融サービスを模索・展開することを支援する。フィンテック・イノベーションについて監督・管理する。金融企業が個人消費ローン不良資産の一括譲渡パイロットを展開することを支援する。	銀行及び金融企業	

04



第四編 企業救濟



(一) 対外貿易安定・外資安定

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
税制政策	1	対外貿易安定・外資安定にさせる税制政策ガイドライン 	関連分野 企業	《対外貿易安定・外資安定にさせる税制政策ガイドライン》(国家税務総局 2022年5月発行)

(二) 税還付・減税・費用引き下げ

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
税制支援	1	2022年の新しい減税と還付の組合せ税制支援政策ガイドライン 	関連分野 企業	《2022年の新しい組合せ税制支援政策ガイドライン》(国家税務総局 2022年7月発行)
	2	小規模零細企業・個人自営者ための税制優遇政策ガイドライン 	関連分野 企業	《小規模零細企業・個人事業者ための税制優遇政策ガイドライン》(国家税務総局 2022年7月発行)

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
税還付・減税・費用引き下げ	3	<p>税還付・減税・費用引き下げ政策操作ガイドライン： 「労働者基本医療保険料の段階的納付猶予政策の操作ガイドライン」 「企業の三項目の社会保険料の段階的納付猶予政策の操作ガイドライン」 「2022年増値税期末未控除税額還付政策の操作ガイドライン」 「航空と鉄道運送会社の増値税前納一時停止政策の操作ガイドライン」 「公共交通運送サービス収入増値税免除政策の操作ガイドライン」 「宅配配送サービス収入増値税免除政策の操作ガイドライン」 「科学技術型中小企業研究開発費加算控除政策の操作ガイドライン」 「製造業中小規模零細企業の税金納付猶予政策継続実施の操作ガイドライン」 「小規模零細企業「六税二費」減免政策の操作ガイドライン」 「小型薄利企業の企業所得税の再半額徴収政策の操作ガイドライン」 「中小規模零細企業の設備機器所得税の税引き前控除政策の操作ガイドライン」 「小規模納税者に3%徴収率適用する販売収入が増値税免除政策の操作ガイドライン」</p>	関連分野企業	『税還付・減税・費用引き下げ政策操作ガイドライン』（国家税務総局 2022年5月発表）
	4	<p>2022年9月1日から、『国家税務総局・財政部の製造業中小零細企業の一部税費の納付猶予に関する事項の継続実施に関する公告』（2022年第2号）に基づき、すでに税費50%の納付猶予政策の適用を受けている製造業中型企業と税費100%の納付猶予政策の適用を受けている製造業小規模零細企業は、税費納付猶予期間が満了した後、継続して4ヵ月延長する。</p> <p>所属期間が2021年11月、12月、2022年2月、3月、4月、5月、6月（月毎に納付する場合）または2021年第4四半期、2022年第1四半期、第2四半期（四半期毎に納付する場合）で、規定によって既に納付猶予した企業所得税、個人所得税、国内増値税、国内消費税および付加徴収される都市維持建設税、教育費付加、地方教育付加を納付猶予対象とし、源泉徴収代納、源泉徴収代納及び税務機関に代理発行を申請する際に納付する税金は除く。</p>	製造業中小零細企業	『国家税務総局・財政部による製造業中小零細企業の一部税費の納付猶予の継続執行関連事項に関する公告』（国家税務総局・財政部公告 2022年第17号）

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
税還付・減税	5	『財政部・税務総局によるサービス業種分野の困難な業種の負担軽減の促進に関する増値税政策についての公告』（財政部・税務総局公告 2022 年第 11 号）の規定に従って、サービス業増値税加算控除政策を継続実施し、2022 年に生産・生活関連サービス業種納税者の当期の増値税控除可能な収入について、それぞれ 10%と 15%の加算控除を継続する。	サービス業種企業	天津市発展改革委員会等部門による『サービス業種分野の困難な業種の発展回復促進に関する若干措置』の発行に関する通知（津发改財金〔2022〕141号）
	6	2022 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで、我が市の増値税小規模納税者、小型薄利企業と自営業者に対して、50%減額で資源税（水資源税を含まない）、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税（証券取引印紙税を含まない）、耕地占用税と教育費付加、地方教育付加を徴収する。	増値税小規模納税者、小型薄利企業と自営業者	
	7	中小規模零細企業が 2022 年に新たに購入・設置した設備、器具は単位価値が 500 万元以上の場合、単位価値の一定比率に応じて任意で企業所得税の税引き前を控除する。	中小規模零細企業	
	8	『財政部・税務総局によるサービス業種分野の困難な業種の負担軽減の促進に関する増値税政策についての公告』（財政部・税務総局公告 2022 年第 11 号）の規定に従って、2022 年に鉄道運送業者の増値税前置納付を 1 年間停止する。	鉄道運送業者	
	9	『財政部・税務総局によるサービス業種分野の困難な業種の負担軽減の促進に関する増値税政策についての公告』（財政部・税務総局公告 2022 年第 11 号）の規定に従って、2022 年に納税者の公共交通運輸サービスの提供により得た収入について、増値税を免除する。	公共交通運輸サービス業者	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
税還付・ 減税・納 付猶予	10	中小規模零細企業の設備・器具の税引き前控除強化に努める。『中小規模零細企業の設備・器具の所得税の税引き前控除に関連する政策に関する公告』（財政部・税務総局公告 2022 年第 12 号）に基づいて、中小規模零細企業が 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間に新たに購入・設置した設備、器具は単位価値が 500 万元以上の場合、単位価値の一定比率に応じて任意で企業所得税の税引き前を控除する。	中小規模 零細企業	『天津市の工業 経済の安定成長 促進のための行 動方案』の発行に 関する通知 (津發改工業 [2022] 145 号)
	11	製造業の中小規模零細企業の税费納付猶予政策を継続実施する。『国家税務総局・財政部の製造業中小零細企業の一部税费の納付猶予に関する事項の継続実施に関する公告』（国家税務総局・財政部公告 2022 年第 2 号）に基づいて、製造業中小企業の 2021 年第 4 四半期分の税费について納付猶予政策を継続実施して、猶予期間を 6 ヶ月延長し、製造業中小企業の 2022 年第 1 四半期、第 2 四半期の一部税费について納付猶予期間を 6 ヶ月とする。	製造業の 中小規模 零細企業	
	12	減税・費用引き下げの強化に努める。当市の増値税小規模納税者、小型薄利企業と自営業者に対して、50%減額で「六税二費」を徴収する。『小型薄利企業の企業所得税優遇政策の更なる実施に関する公告』（財政部・税務総局公告 2022 年第 13 号）に基づいて、2022 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの間、小型薄利企業の年間課税所得額が 100 万元以上 300 万元以下の部分について 25% に減額した課税所得額に基づき 20% の税率で企業所得税を計算して納付する。	当市の増 値税小規 模納税者、 小型薄利 企業と自 営業者	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
企業社会 保険料負 担の軽減	13	段階的な社会保険料の納付猶予政策が期限切れになった後、企業は2023年末までに分割または月別などの方法で納付猶予の社会保険料を追納することができる。追納期間は延滞金を免除する。	条件に合う 企業	人的資源社会保障部弁公庁. 国家発展改革委員会弁公庁. 財政部弁公庁. 国家税務総局弁公庁による段階的な社会保険料の納付猶予政策の実施に関する問題についての通知』(人社庁発[2022] 50号)
	14	2022年5月から7月までの養老保険料の企業負担部分、2022年5月から2023年4月までの失業保険料の企業負担部分、2022年5月から2023年4月までの労災保険料(以下「三項目の社会保険料」と略称)の納付猶予を申請することができ、納付猶予期間には滞納金が免除される。	条件に合う 企業	『市人力資源と社会保障局等の部門による特に困難な業種における段階的な企業社会保険料の納付猶予政策についての問題に関する通知』(津人社局発[2022] 8号)

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
企業の社会保険料負担軽減	15	企業の社会保険料負担を軽減する。失業保険料率を1%に段階的に引き下げ、企業と個人の納付率を両方とも0.5%とする政策を2023年7月31日まで継続実施する。	条件に合う企業	『天津市の工業経済の安定成長促進のための行動方案』の発行に関する通知（津发改工業〔2022〕145号）
	16	当市の失業保険料率を1%に段階的に引き下げる政策を2023年7月31日まで継続実施する。人員削減がない、人員削減が少ない企業に対しては失業保険料の職場安定・還付政策を継続実施する。	条件に合う企業	天津市发展改革委員会等部門による『サービス業種分野の困難な業種の発展回復促進に関する若干措置』の発行に関する通知（津发改財金〔2022〕141号）
	17	飲食業、小売業、観光業、道路・水路・鉄道輸送業、航空業など業種の企業に対して段階的に社会保険料、失業保険料、労災保険料の納付猶予政策を実施する。その内、社会保険料の納付猶予期間は3ヵ月、失業保険料と労災保険料の納付猶予期間は最長1年とし、納付猶予期間中は滞納金を免除する。	飲食業、小売業、観光業、道路・水路・鉄道輸送業、航空業など業種の企業	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
企業の社会保険料負担軽減	18	失業保険料率を段階的に1%まで引き下げる政策は2023年7月31日まで延長する。飲食・小売など5業種の養老保険料の企業負担部分を段階的に納付猶予する期間を2022年12月まで延長する。それに加えて、納付猶予範囲を更に農業・食品加工業など17業種の困難企業まで拡大して、養老・失業・労災保険料の企業負担部分の納付猶予期間を2022年12月まで延長する。	条件に合う企業	『市人力資源と社会保障局による「就業安定業務を一層しっかり行う件に関する若干措置」の発行に関する通知』津人社局発〔2022〕11号)
住宅積立金負担の軽減	19	コロナ禍の影響を受けた企業は住宅積立金の納付猶予を申請することができるが、納付猶予期間が満了した後、納付を復旧して追納しなければならない。従業員が所在する企業の納付猶予期間中、従業員は当市の規定に基づいて住宅積立金を正常に引き出すことができる。従業員が所在する企業が住宅積立金を納付猶予した場合、従業員が2022年12月31日以前（当日を含む）に個人住宅積立金融融資を申請する場合、2022年5月から2022年12月までの猶予期間は住宅積立金を正常納付したものとみなされ、2022年4月以前の正常納付月と合わせて連続正常納付期間を計算する。コロナ禍の影響を受けた従業員が2022年5月20日から2022年12月31日の間に住宅積立金融融資を正常に返済できなかったとしても、延滞利子を課されず、延滞貸付金として信用調査部門に申告されない。	コロナ禍の影響を受けた企業及び従業員	『天津市人民政府による天津市の「経済安定包括的政策措置」を貫徹・実施する実施案の発行に関する通知』(津政発〔2022〕12号)

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
料金軽減	20	2022年10月1日から2022年12月31日までの間に、政府の価格を決める貨物の港湾料金基準を20%引き下げる。各地で現地の実際に合わせて、新型コロナ禍期間中に港湾の経営的料金の優遇を強化することを奨励する。港湾経営者など関係機関は政府の定価管理規定をしっかりと執行して、本通知に基づいて適時に対外的に公示する有料項目名称と料金基準を調整すること。	関連分野企業	『交通運輸部・国家発展改革委員会による貨物に対する港湾料金基準の段階的引き下げに関する通知』 (交水発〔2022〕104号)
料金減免	21	減免幅：既存の各種通行料金減免政策を継続実施する上で、全国的に有料道路の貨物車通行料金を更に10%減免する。 減免期間：2022年10月1日0時から12月31日24時まで。そのうち、オープン有料道路は貨物車が料金所の有料車線を通過したタイミングを基準とし、自動料金収受システムが設置されてある有料道路は貨物車がETCゲートを通過したタイミングを基準とする。 減免対象車両：有料道路を通行するすべての貨物車。 対象有料道路：法に基づいて承認されて設置したすべての有料道路（有料橋梁とトンネルを含む）。	関連分野企業	『交通運輸部・財政部による有料道路の貨物車通行料金の段階的減免関連業務をしっかりと実施する件に関する通知』 (交公路明電〔2022〕282号)
滞納金免除	22	2022年10月1日から2022年12月31日までの間に、企業、自営業者が納付すべく「企業、自営業者に関わる行政事業性料金納付猶予リスト」内の有料項目について、納付すべき日から1四半期猶予し、滞納金を徴収しない。	企業、自営業者	『企業、自営業者に関わる一部行政事業性料金の納付猶予に関する公告』 (財政部・国家発展改革委員会公告2022年第29号)

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
保証金納付猶予	23	2022年10月1日から12月31日までの間に納付すべく各種類の工事品質保証金について、納付すべき日から一四半期納付猶予とし、建設機関は工事代金の差し押さえなどの方式で工事品質保証金を受け取ってはならない。納付猶予した工事品質保証金について、施工機関は納付猶予期間が満了した後、適時に追納するものとする。追納は金融機関、保証機関の保証書(保険)の方式で納付することができ、いかなる機関も排斥、制限または拒否してはならない。	関連分野企業	『住宅と都市と農村建設部弁公庁・交通運輸部弁公庁・水利部弁公庁・国家鉄道局総公司・中国民用航空局総公司による工事品質保証金の段階的納付猶予に関する通知』。(建弁質電〔2022〕46号)
	24	2022年10月1日から12月31日までの間に納付すべく各種類の工事プロジェクトの品質保証金について、納付すべき日から一四半期納付猶予とする。	関連分野企業	『中華人民共和国工業情報化部・国家発展改革委員会・財政部による一部関連企業保証金に対する納付猶予など政策実施に関する公告』
	25	規定によって保証書(保険)での代替が許可された保証金項目について、企業はすべて金融機関、保証機関の保証書(保険)の方式で納付することができ、いかなる機関も排斥、制限または拒否してはならない。	関連分野企業	(中華人民共和国工業情報化部・国家発展改革委員会・財政部公告 2022年第22号)

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
段階式電気料金制度	26	高エネルギー消費業種を対象に段階式電気料金制度を遂行する。国の規定に従って、エネルギー消費効率が基準レベルに達した既存企業とエネルギー消費効率がベンチマークレベルに達する建設中、建設予定の企業に対して電気料金を引き上げず、基準に達していない企業に対しては、エネルギー消費効率の差に応じて段階式電気料金制度を実施する。引き上げた電気料金は企業の省エネ・汚染物削減・炭素排出低減の技術改造を支援するのに特別に使われる。	条件にある関連企業	『天津市の工業経済の安定成長促進のための行動方案』の発行に関する通知 (津发改工業〔2022〕145号)
家賃減免	27	2022年に、国有住宅を賃借するサービス業種の小規模零細企業と自営業者について3~6ヵ月間の家賃を減免する。各種類の経営性不動産業者がコロナ禍期間中に困窮にある企業や自営業者のために家賃を減免した場合、実際の減免月または割引率に応じて、当年の不動産税、都市土地使用税を減免する。	サービス業種の小規模零細企業と自営業者	天津市人民政府による天津市の『経済安定一括的政策措置』を貫徹・実施する実施案の発行に関する通知 (津政発〔2022〕12号)
	28	国有住宅を賃借するサービス業種の小規模零細企業と自営業者について、賃借住宅が2022年に高リスク地区に指定された地区にある場合、6ヵ月間の家賃を減免し、他の地区にある場合は3ヵ月間の家賃を減免する。賃借人の2022年以内の賃借期間が前記の減免期間より短い場合、実際の賃借期間に応じて減免する。家賃を納付済みの場合、順延して減免する。その内、国有住宅を間接的に賃借した場合については、最終賃借人に対する割引額は国有賃貸人が譲渡する割引額より少なくしてはならない。	国有住宅を賃借するサービス業種の小規模零細企業	『天津市財政局による市レベル行政機関・事業単位が2022年国有住宅賃貸料減免業務をしっかりと実施する件に関する通知』 (津財防〔2022〕9号)

(三) 金融貸付

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
金融貸付	1	新型コロナウイルス感染拡大防止および緊急運輸の任務負担が比較的重い運輸物流企業に対して「グリーンルート」を開通し、貸付審査承認フローを最適化し、柔軟かつ利便的な金融サービスを提供する。新型コロナウイルス感染拡大の影響により借入返済が一時的に困難な運輸物流企業および貨物自動車の運転手に対して、金融機関が貸付のロールオーバーおよび継続を合理的に段取することを支持する。	運送物流企業	『中国人民銀行・国家外貨管理局による新型コロナウイルス感染拡大防止および経済社会発展・金融サービスの適切な実施に関する通知』（銀発〔2022〕 92号） 『天津市人民政府による天津市の「経済安定包括的政策措置」を貫徹・実施する実施案の発行に関する通知』（津政発〔2022〕 12号）
	2	条件に合致するハイテクおよび専精特新の中小企業が外債利便化限度額試行を行うことを支持する。企業の外債借入をさらに利便化し、非金融企業が複数の外債案件において一つの外債口座を共用することを支持する。企業がオンライン方式で外債登記を申請することを支持する。試行地区の条件に合致する非金融企業は、規定に基づき直接銀行で外債などの資本項目外債登記業務を行うことができる。	ハイテクおよび専精特新の中小企業	
	3	貿易輸出背景を有する国内外貨借入の人民元決済による使用を許可し、企業は、原則、貿易輸出に係る外貨受取資金にて返済するものとする。企業が特殊な状況により期日通りに外貨を受け取ることができず、且つ、貿易輸出背景を有する国内外貨借入の返済のための外貨資金が無い場合、貸付銀行は、規定に基づいて企業のために外貨購入・返済手続きを取り扱うことができる。金融機関は、貿易金融商品を積極的に革新し、貿易融資のサービスレベルを向上させ、企業の輸出入貿易に必要な資金支援を提供すること。	条件に合う関連企業	
	4	中小企業（中小零細企業主を含む）と自営業者、貨物車の運転手らが出した元利金の返済猶予申請について、市場化の原則に則って自主的に協議して、猶予できるものは猶予するように努めることにする。企業が貸付の返済猶予を申請しなかった場合、金融機関は貸付満期日に基づいて15日繰り上げて企業と返済事項について連絡すること。元利金の返済猶予政策の施行により金融機関に発生する流動性問題については、補充貸付制度などの政策手段を積極的に活用して資金を支援する。	中小零細企業	

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
金融貸付	5	「専精特新」育成の強化に努める。一組の成長性が良く、発展潜在力大きい「専精特新」の中小企業を深く発掘する。国家級専精特新の「小巨人」企業が天津滨海カウンター取引市場（OTC）に銘柄登録して展示する費用について全額補助を与え、プールに入っている市級「専精特新」の中小企業や「専精特新」のシード企業に対してそれぞれ累計で50万元、10万元を超えない融資利息・保証金の補助を与える。	「専精特新」の企業	『天津市の工業経済の安定成長促進のための行動方案』の発行に関する通知 （津发改工業〔2022〕145号）
	6	人民銀行は設備更新・改造向け特別再貸出枠を設けて、金融機関が3.2%以下の金利で製造業、社会サービス分野、中小零細企業、自営業者などの設備更新・改造に融資するのを特別に支援する。 設備更新・改造の特別再貸出枠は2000億元以上で、金利は1.75%で、期間は1年で2回の延長が可能となっており、1回の延長期間は1年である。国家開発銀行、政策銀行、国有商業銀行、中国邮政貯蓄銀行、株式制商業銀行など21社の金融機関を貸出しの対象として、金融機関が貸し出した、要求に合致する貸出の元金の100%で資金を支援する。	製造業、社会サービス分野と中小零細企業、自営業者	中国人民銀行は製造業など分野の設備の更新・改造を特別に支援するための設備更新・改造再貸出枠を設立
	7	「随時貸出・随時返済」モードを更に普及し、追加融資政策の実施を強化し、小規模零細企業の融資需要を積極的にフォローして、追加融資条件に合致する正常な小規模零細企業の融資を積極的に支援する。確実に返済意思があり、雇用吸収能力がある、一時的な経営難がある小規模零細企業に対しては、満期延長、構造調整などを総合的に考慮し、市場化の原則に従って融資の元利金の返済方式を自主的に協議するようにする。	小規模零細企業	『中国銀保監会弁公庁による2022年に小規模零細企業の発展への金融支援を更に強化する件に関する通知』 （銀保監弁発〔2022〕37号）

(四) 政府調達

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
政府調達	1	政府調達政策を運用して中小企業の発展を促進する。調達限度額が基準以上で、200 万元以下の貨物とサービス調達プロジェクト、400 万元以下の工事調達プロジェクトについて、中小企業が提供するのに適している場合、専門的に中小企業向けに調達すること。200 万元を超える貨物とサービス調達プロジェクト、400 万元を超える工事調達プロジェクトについて、中小企業が提供するのに適している場合、当該部分の調達プロジェクトの予算総額の 40%以上を中小企業向けの調達として事前に確保することを奨励する。その内、小規模零細企業向けの保留割合は 70%以上である必要がある。	中小企業	『天津市人民政府弁公庁による企業救済と市場主体の発展を支援する若干措置の発行に関する通知』 (津政弁規〔2022〕6号)
	2	政府調達は引き続き中小企業に重点を置く。当市の零細企業を対象とする価格控除の割合を 10~20%まで引き上げ、一般的に上限で控除することを確保する。部門間の協力を強化し、入札・応札法を適用する政府調達工事プロジェクトの中小企業発展に対する支援政策の効果を強化する。政府調達工事の入札公告と入札書類のテンプレートを調整して完備し、プロジェクト全体或いは事前確保調達下請け、共同入札及び契約下請けなどの方式を通じて、中小企業向けに事前に確保する調達の割合を今年に 40%以上に段階的に引き上げるとともに、事前確保しないプロジェクトにおける小規模零細企業への価格審査の特恵強化に努めて、中小企業の落札率を高める。	中小企業	『天津市人民政府による天津市の「経済安定包括的政策措置」を貫徹・実施する実施案の発行に関する通知』 (津政発〔2022〕12号)

(五) 就業雇用安定化

支援区分	項番	政策要点	適用対象	依拠となる文書
就業雇用安定化	1	卒業後 2 年以内の高等教育機構の卒業生を採用する中小規模零細企業と民間非企業機構に対しては、1 人当たり 1000 元基準で、規定に従って一度に雇用補助金を支給する。2022 年新卒の高等教育機構の卒業生を採用し、労働契約を締結し、且つ、失業保険に加入した企業に対しては、1 人当たり 1500 元基準で、規定に従って一度に雇用増加補助金を支給する。政策の施行期間は今年末までとする。卒業後 2 年以内の当市の高等教育機構の卒業生、就職難者などの人員を採用した企業に対して、規定に従って最長 3 年間の五項目社会保険の補助金と 1 年間の雇用補助金を与える。	条件に合う企業と民間非企業機構	『市人力資源と社会保障局による「就業安定業務を一層しっかり行う件に関する若干措置」の発行に関する通知』津人社局発〔2022〕11 号)
	2	大手企業の雇用安定化の還付割合を 30%から 50%に、中小規模零細企業の還付割合は 90%に引き上げる。近来既に 30%の割合で還付を受けた一部の企業に対して、企業の申請なしに 20%の差額を補填する。残りの大手企業と中小規模零細企業に対しては、新しい還付割合で相次いで審査・支給する。政策の配当金を放出して、企業の発展を応援する。	条件に合う企業	
	3	我が市の保険加入企業が、卒業時期が 2022 年 1 月から 12 月までの間で、且つ一般高等教育機関の卒業証明書を取得した一般の高等教育機関の卒業生を採用して、労働契約を締結し、失業保険料を 1 ヶ月以上納付した場合、一度限りに職場追加補助金を申請することができる。高等教育機構の卒業生 1 人を採用するたびに、企業に一度限りに 1500 人民元の補助金を与える。同一の卒業生が異なる企業に就職する場合、補助金は一度だけ支給される。一度限りの職場追加補助金は、一度限りの雇用吸収補助金と重複して受け取ることができない。	条件に合う企業	『市人力資源と社会保障局、市財政局による職場増加に対する一度かぎり補助政策の施行関連問題に関する通知』(津人社弁発〔2022〕68 号)